

生活保護法による保護の基準表(令和3年4月～)

(単位:円)

年齢	基準額①	基準額②
0～2	20,830	43,330
3～5	26,260	43,330
6～11	33,950	44,320
12～17	41,940	46,350
18～19	41,940	46,030
20～40	40,140	46,030
41～59	38,050	46,030
60～64	35,980	46,030
65～69	35,980	44,000
70～74	32,470	44,000
75～	32,470	39,730

人員	基準額①	基準額②	冬加10～4月	冬加特別基準
1人	43,280	27,690	12,780	16,620
2人	47,910	40,660	18,140	23,590
3人	53,110	45,110	20,620	26,810
4人	54,970	47,040	22,270	28,960
5人	55,430	47,070	22,890	29,760
6人	55,890	53,880	24,330	31,630
7人	56,350	56,730	25,360	32,970
8人	56,810	59,320	26,180	34,040
9人	57,260	61,710	27,010	35,120
10人	57,720	64,100	27,840	36,200

人員	率①	率②
1人	1.0000	1.0000
2人	1.0000	0.8548
3人	1.0000	0.7151
4人	0.9500	0.6010
5人	0.9000	0.5683
6人	0.9000	0.5383
7人	0.9000	0.5087
8人	0.9000	0.4844
9人	0.9000	0.4639
10人	0.9000	0.4639

期末一時扶助	
人員	金額
1人	13,520
2人	22,030
3人	22,720
4人	25,550
5人	26,630
6人	30,280
7人	32,170
8人	34,060
9人	35,690
10人	37,310

- A: 第一類の基準額①×通減率①+第二類の基準額①
- B: 第一類の基準額②×通減率②+第二類の基準額②
- C: 生活扶助本体に係る経過的加算の合算額

生活扶助費=B+C

※ただし、Bの額がA×0.855より少ない場合は、BをA×0.855に置き換える

各種加算		
妊婦	6か月未満	9,130
	6か月以上	13,790
産婦		8,480
障害者 ※1	身障1・2級	在 26,810
		入 22,310
	身障3級	在 17,870
		入 14,870
重度障害者		14,880
家族介護		12,470
他人介護	実施機関	70,360 以内
	市長承認	105,560 以内
	大臣基準	140,100 以内
介護施設入所者		9,880 以内
在宅患者		13,270
放射線障害者	(1)	43,830
	(2)	21,920
児童養育※2		10,190
介護保険料		介護保険料の実費
母子 ※1	基準(1人)	在 18,800
		入 19,350
	第2子加算	在 4,800
		入 1,560
第3子以降	在 2,900	
	入 770	

入院患者日用品費	
基準	金額
基準	23,110以内
冬加11～3月	3,600

介護施設入所者基本生活費	
基準	金額
基準	9,880以内
冬加11～3月	3,600

入所保護基準	
施設	金額
救護施設	更生施設
64,140	67,950
冬季加算10～4月	5,900
期末一時扶助	5,070

※1 「在」は在宅者、「入」は入院患者又は施設入所者

※2 高等学校等の就学の有無に関わらず、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者が対象

一時扶助		
配電、給・排水設備費		124,000 以内
	特別基準	186,000 以内
家具什器費		30,000 以内
	特別基準	47,800 以内
	(暖房器具)	21,000 以内
	(暖房特別基準)	54,000 以内
(冷房器具)	54,000 以内	
家財保管料	特別基準	14,000 以内
家財処分料	特別基準	最小限度の額
妊娠定期検診料	特別基準	必要な額
入学準備金	小学校	64,300 以内
	中学校	81,000 以内
被服費	寝具	新規 20,400 以内 再生 13,900 以内
	退院時等平常着、学童服	14,200 以内
出産準備被服		52,800 以内
入院時寝巻		4,400 以内
紙おむつ等(常時失禁)		21,200 以内
不動産鑑定費用等		実費
除雪費	特別基準	32,000 以内

生業費		
	47,000 以内	
特別基準	78,000 以内	
技能修得費(高校除く)	特別基準	83,000 以内
	※3	139,000 以内
	市長承認	222,000 以内
生業扶助 技能修得費 高等学校等就学費 ※4	基本額	5,300
	学級費	2,330 以内
	入学準備金	87,900 以内
	授業料	9,900(上限)
	学習支援費(特別基準)	年84,600円 以内 年109,980円 以内
	災害時等再支給	26,500 以内
	入学金	全日制 5,650 定時制 2,100
	入学審査料	30,000円以内
	交通費、教材費→実費支給	
	就職支度	32,000 以内

※3 自立支援プログラムに基づく場合で、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合

※4 高等専門学校等の4、5学年に該当する場合は、年額396,000円の範囲内で認定

障害者支援施設・福祉型障害児入所施設入所者の基準生活費	
基準	金額
基準	入院患者日用品費の額+食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額

※ 医療型障害児入所施設については、入院患者として取扱う。

人員	月額	特別基準
1人	36,000 以内	46,000 以内
2人	43,000 以内	50,000 以内
3人	46,000 以内	54,000 以内
4人	46,000 以内	58,000 以内
5人	46,000 以内	61,000 以内
6人	50,000 以内	61,000 以内
7人以上	56,000 以内	65,000 以内
床面積による基準額(1人世帯のみ)		
11～15㎡	7～10㎡	6㎡以下
32,000 以内	29,000 以内	25,000 以内
住宅維持費	特別基準	124,000 以内 186,000 以内

	小学校	中学校
基準月額学用品費	2,600	5,100
学級費等	1,080以内	1,000以内
学習支援費	年16,000以内	年59,800以内
(特別基準)	年20,800以内	年77,740以内
災害時等再支給	11,600以内	22,700以内
中学校進学時の辞書代		4,730
給食費、準教科書代、楽器、スキー等教材代 →実費支給(スキー代については別途通知)		

施設分	金額
施設分	306,000 以内
居室分	259,000 以内
特別基準	345,000 以内
衛生材料費	6,000 以内

基準	金額
基準	大人 212,000 以内 小人(12歳未満) 169,600 以内
運搬料※5	7,480 以内

※5 自動車の料金その他死体の運搬に要する費用が15,580円を超えるとき。

新規就労控除	11,700
未成年者控除	11,600

生活保護法による保護の基準の改定に係る経過的加算

(単位:円)

生活扶助 本体に 係る 経過的 加算※ 1	年齢	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯
	0～2歳	0	0	0	3,550	4,140	3,910	2,670	1,870	1,700	1,550
	3～5歳	0	0	0	2,350	2,140	1,880	1,130	710	360	370
	6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18～19歳	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	41～59歳	210	0	540	0	0	0	0	0	0	0
	60～64歳	0	0	460	840	630	220	0	0	0	0
	65～69歳	1,900	0	1,720	840	630	220	0	0	0	0
	70～74歳	0	0	0	110	0	0	0	0	0	0
	75歳～	1,400	0	790	110	0	0	0	0	0	0

※1 世帯人員ごとに定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

児童に係る経過的加算※2

4,330

※2 4人以上の世帯に属する3歳未満の子、3人以下の世帯に属し、居宅以外の基準生活費が算定されている3歳未満の子、又は、第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯を対象とし、当該子1人当たりにつき加算する。

母子世帯に 係る経過的 加算①※3	3人世帯 以上	母子加算の対象とな る者の年齢	加算額
		0～14歳	3,330
		15～17歳	0
		18歳～20歳未満	3,330

※3 3人以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者が1人のみいる世帯の加算額。

母子世帯 に係る経過 的加算② ※4	母子加算の対象となる者が 入院・入所(※5)中である場合 の人数	加算額
	1人	3,330
	2人	280

※4 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者が2人以下であって、当該児童がすべて入院・入所中である場合の加算額。

※5 医療型障害児入所施設に限る。